

新旧対照表

○愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>第1 総則</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p>「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針（以下「指針」という。）」は、愛知県が所管する指定通所介護事業所において、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的とする。</p> <p>なお、愛知県所管以外の県内の指定通所介護事業所等（指定認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、<u>第1号通所事業を行う事業所を含む。</u>）に関して、所管の市町村等において類似の指針等が定められていない場合は、この指針に準じて宿泊サービスを提供するよう努めることとする。</p> <p><b>2 定義</b></p> <p>(1) この指針において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護等（<u>第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護、第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を含む。</u>）の指定を受けた事業者が、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、次のいずれかの区画を使用して、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> | <p><b>第1 総則</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p>「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針（以下「指針」という。）」は、愛知県が所管する指定通所介護事業所及び<u>指定介護予防通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）</u>において、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的とする。</p> <p>なお、愛知県所管以外の県内の指定通所介護事業所等（指定認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所を含む。）に関して、所管の市町村等において類似の指針等が定められていない場合は、この指針に準じて宿泊サービスを提供するよう努めることとする。</p> <p><b>2 定義</b></p> <p>(1) この指針において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護及び第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、当該指定を受けた事業所の営業時間外に、次のいずれかの区画を使用して、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><b>3 基本方針</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供するに当たり、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者等(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを含む。以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)と利用者に係る必要な情報を共有するなど必要な連携を行うこと。</p> <p>(5) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画等(介護予防サービス計画及び第1号介護予防支援事業におけるケアプランを含む。以下「居宅サービス計画等」という。)に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し宿泊サービスを提供すること。</p> <p>なお、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員等(指定介護予防支援事業者の担当職員(保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員)及び地域包括支援センターの担当職員を含む。以下「介護支援専門員等」という。)により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等)の利用状況を勘案し、適切なアセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連のプロセスを経たものでなければならないこと。</p> <p>ただし、居宅サービス計画等に位置付けられていない宿泊サービスを利用者又は家族等からの要請を受けて緊急に行った場合は、事後に指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行うこと。</p> <p><b>【介護支援専門員等に対する留意事項】</b></p> <p>指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類や、特定の事業者又は施設に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこととされている。</p> | <p><b>3 基本方針</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供するに当たり、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)と利用者に係る必要な情報を共有するなど必要な連携を行うこと。</p> <p>(5) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し宿泊サービスを提供すること。</p> <p>なお、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員又は指定介護予防支援事業者の担当職員(保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員)(以下「介護支援専門員等」という。)により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス等)の利用状況を勘案し、適切なアセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連のプロセスを経たものでなければならないこと。</p> <p>ただし、居宅サービス計画等に位置付けられていない宿泊サービスを利用者又は家族等からの要請を受けて緊急に行った場合は、事後に指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行うこと。</p> <p><b>【介護支援専門員等に対する留意事項】</b></p> <p>指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類や、特定の事業者又は施設に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこととされている。</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>介護支援専門員等が宿泊サービスを居宅サービス計画等に位置付けるに当たっては、利用者及び家族の希望、当該地域における類似の介護保険サービスの提供される体制を勘案した上で、実現可能な最も適切なサービスとして選定されたものであることに留意すること。</p> <p>宿泊サービスを位置付けた居宅サービス計画等を作成した際は、原則、利用者の宿泊サービス利用前に宿泊サービス事業所に交付しなければならないこと。</p> | <p>介護支援専門員等が宿泊サービスを居宅サービス計画等に位置付けるに当たっては、利用者及び家族の希望、当該地域における類似の介護保険サービスの提供される体制を勘案した上で、実現可能な最も適切なサービスとして選定されたものであることに留意すること。</p> <p>宿泊サービスを位置付けた居宅サービス計画等を作成した際は、原則、利用者の宿泊サービス利用前に宿泊サービス事業所に交付しなければならないこと。</p> |
| <p>(6) 略</p> <p><b>4 宿泊サービスを提供する上での原則</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>   | <p>(6) 略</p> <p><b>4 宿泊サービスを提供する上での原則</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>   |
| <p>(4) 宿泊サービス事業者は、指定通所介護等の適切な運営、サービス提供に支障を来さないようにすること。</p>   | <p>(4) 宿泊サービス事業者は、指定通所介護又は指定介護予防通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の適切な運営、サービス提供に支障を来さないようにすること。</p>   |
| <p><b>第2 (略)</b></p>   | <p><b>第2 (略)</b></p>   |
| <p><b>第3 (略)</b></p>   | <p><b>第3 (略)</b></p>   |
| <p><b>第4 運営に関する指針</b></p>  | <p><b>第4 運営に関する指針</b></p>  |
| <p>1 (略)</p>   | <p>1 (略)</p>   |
| <p>2 (略)</p>   | <p>2 (略)</p>   |
| <p>3 (略)</p>   | <p>3 (略)</p>   |
| <p><b>4 宿泊サービス計画の作成</b></p> <p>宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の家族及び指定居宅</p>   | <p><b>4 宿泊サービス計画の作成</b></p> <p>宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の家族及び指定居宅</p>   |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>介護支援事業者等の担当介護支援専門員等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。</p> <p>また、4日未満の利用であっても、反復的・継続的に利用することが予定されている利用者については、上記のとおり宿泊サービス計画を作成すること。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>宿泊サービス事業者は、計画の作成にあたっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図ること。</p> <p>宿泊サービス事業者は、計画の作成にあたっては、その内容を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</p> <p>なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の個別サービス計画と明確に区分されていること。</p> | <p>介護支援事業者等の担当介護支援専門員等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。</p> <p>また、4日未満の利用であっても、反復的・継続的に利用することが予定されている利用者については、上記のとおり宿泊サービス計画を作成すること。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>宿泊サービス事業者は、計画の作成にあたっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図ること。</p> <p>宿泊サービス事業者は、計画の作成にあたっては、その内容を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</p> <p>なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の通所介護計画又は介護予防通所介護計画と明確に区分されていること。</p> |
| <p>5～21 (略)</p>  | <p>5～21 (略)</p>  |
| <p>第5 (略)</p>  | <p>第5 (略)</p>  |
| <p>第6 (略)</p>  | <p>第6 (略)</p>  |
| <p>附則<br/>この指針は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則<br/>この指針は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則<br/>この指針は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附則<br/>この指針は、平成31年1月1日から施行する。</p>  | <p>附則<br/>この指針は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則<br/>この指針は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則<br/>この指針は、平成27年7月1日から施行する。</p>   |